

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例(44)	2
江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (45)	3
江東区児童館条例の一部を改正する条例(46)	3
江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する 条例(47)	3

◎規 則

江東区保育所等における保育に関する規則 の一部を改正する規則(99)	4
江東区子どものための教育・保育給付及び 子育てのための施設等利用給付の認定に関 する規則の一部を改正する規則(100)	8
水防又は応急措置の業務に従事した者の損 害補償に関する条例施行規則等の一部を改 正する規則(101)	8
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(102)	9
江東区契約事務規則の一部を改正する規則 (103)	14
江東区職員の期末手当に関する規則の一部 を改正する規則(104)	14
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則(105)	14

◎告 示

特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて(477)	15
特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて(478)	15
令和 6 年度補正予算（第 4 号）の公表(483)	15
特別区道路線の区域の変更について(486)	19
特別区道路線の供用開始について(487)	23
保管自転車の処分について（令和 6 年 1 2 月上旬）(492)	25
指定納付受託者の指定について(496)	25
第 2 回区議会臨時会の招集について(502)	25
指定管理者の指定について（自転車駐車場） (503)	25
令和 6 年度補正予算（第 5 号）の公表(505)	25

◎告 示（教）

令和 6 年第 7 回江東区教育委員会臨時会の 招集(20)	28
令和 6 年第 1 2 回江東区教育委員会定例会 の招集(21)	28

◎告 示（監）

令和 6 年度第 2 回定期財務監査の結果につ いて(12)	29
---	----

◎区 議 会

区議会議決事項	31
（令和 6 年第 4 回定例会及び第 2 回臨時会）	

条	例
---	---

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(江東区個人情報の保護に関する法律施行条例の
一部改正)

第 1 条 江東区個人情報の保護に関する法律施行
条例 (令和 5 年 3 月江東区条例第 3 号) の一部
を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定中
「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江東区プールの衛生管理に関する条例の一部改
正)

第 2 条 江東区プールの衛生管理に関する条例
(昭和 5 0 年 3 月江東区条例第 2 4 号) の一部
を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(江東区議会の個人情報の保護に関する条例の一
部改正)

第 3 条 江東区議会の個人情報の保護に関する条
例 (令和 5 年 3 月江東区条例第 2 5 号) の一部
を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」
を「拘禁刑」に改める。

(江東区職員の分限に関する条例の一部改正)

第 4 条 江東区職員の分限に関する条例 (昭和 3
0 年 4 月江東区条例第 4 号) の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に
改める。

(江東区職員の退職手当に関する条例の一部改
正)

第 5 条 江東区職員の退職手当に関する条例 (昭
和 3 2 年 3 月江東区条例第 3 号) の一部を次の
ように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第
1 8 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 1 9 条
第 1 項第 1 号並びに第 2 1 条第 4 項中「禁錮」
を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰について
は、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の
条例の規定によりなお従前の例によることとさ
れ、なお効力を有することとされ又は改正前若
しくは廃止前の条例の規定の例によることとさ
れる罰則を適用する場合において、当該罰則に
定める刑に刑法等の一部を改正する法律 (令和
4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」
という。) 第 2 条の規定による改正前の刑法
(明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」と
いう。) 第 1 2 条に規定する懲役 (有期のもの
に限る。以下「懲役」という。)、旧刑法第 1
3 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。)
(有期のものに限る。以下この項において同
じ。) 又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留 (以
下「旧拘留」という。) が含まれるときは、当
該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長
期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留
は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条
例の規定によりなお従前の例によることとされ、
なお効力を有することとされ又は改正前若しく
は廃止前の条例の規定の例によることとされる
人の資格に関する法令の規定の適用については、
無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せら
れた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を
同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に
処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せ
られた者とみなす。

(江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正
に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する
法律 (令和 4 年法律第 6 8 号) 並びにこの条例
の施行前に犯した禁錮以上の刑 (死刑を除
く。) が定められている罪につき起訴をされた
者は、第 5 条の規定による改正後の江東区職員
の退職手当に関する条例第 1 7 条第 1 項及び第
5 項、第 1 8 条第 1 項 (第 1 号に係る部分に限
る。) 並びに第 2 1 条第 4 項並びに江東区職員
の退職手当に関する条例第 2 1 条第 3 項の規定
の適用については、拘禁刑が定められている罪
につき起訴をされた者とみなす。

(委任)

6 前項に定めるもののほか、第 5 条の規定によ

る改正後の江東区職員の退職手当に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 5 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例
江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条第 1 項第 1 号エ中「特定小型原動機付自転車」の次に「（以下「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第 4 6 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証の提示及び第 5 号に掲げる事項の申請書への記載を要しないものとする。

第 6 6 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付則第 2 条の 3 を次のように改める。

第 2 条の 3 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 6 条第 1 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

(2) 付則第 2 条の 3 の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
（罰則の適用等に関する経過措置）

2 第 6 6 条第 1 項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 第 6 6 条第 1 項の改正規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 2 条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

江東区児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 6 号

江東区児童館条例の一部を改正する条例
江東区児童館条例（昭和 4 4 年 3 月江東区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「
江東区森下児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館
」

を

「
江東区森下児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館
」

に改める。

別表第 2 中

「
江東区平野児童館
江東区古石場児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区小名木川児童館
江東区東砂児童館
」

を

「
江東区平野児童館
江東区古石場児童館
江東区塩浜児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区小名木川児童館
江東区東砂児童館
」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 7 号

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園設置条例（昭和 4 1 年 1 2 月江東区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「 同 ひばり幼稚園	同 東雲二丁目 4 番 1 - 1 - 1 0 3 号	
同 第一亀戸幼稚園	同 亀戸二丁目 5 番 7 号	」
を		
「 同 ひばり幼稚園	同 東雲二丁目 4 番 1 - 1 号	」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規

則

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 9 号

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則（平成 1 0 年 3 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

教育・保育給付認定申請書 兼 年度 保育所等 利用申込書

（ □ 転所 ）

江東区長 殿

①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。

江東区福祉事務所長 殿

①及び②の記載内容のとおり、入園のしおりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

教育・保育給付認定・保育施設の利用調整及び保育料の決定に当たり、マイナンバーの情報連携に同意します。

※申請児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

転所を希望の場合、上の□に
チェックをお願いします。

転所の必要がなくなった場合には
申込みの取下げが必要です。

申込日 年 月 日

①	住 所		江東区		丁 目		番		マンション名など		号		
	氏 名		生 年 月 日		年 齢		年(年) 月 日時点の住民登録地(正確にご記入ください。) ※3						
	代 保 表 護 者 者 ※1	□父	フリガナ						□ 江東区内 □ 江東区以外 (下部に、 . 1. 1時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。)				
		□母	電 話 番 号	— —		優先連絡先 に○※2				⇒			
	保 護 者 者	□父	フリガナ						□ 江東区内 □ 江東区以外 (下部に、 . 1. 1時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。)				
		□母	電 話 番 号	— —		優先連絡先 に○※2				⇒			
	申請児童 ①		氏 名		性別	生 年 月 日	クラス年齢	申請児童 ②					
	フリガナ					. 4. 1の年 齢	フリガナ					. 4. 1の年 齢	
	個 人 番 号							個 人 番 号					
	申請区分		□既に教育・保育給付認定を受けている □ 2号認定を申請する (満3歳以上) □ 3号認定を申請する (満3歳未満)		申請区分		□既に教育・保育給付認定を受けている □ 2号認定を申請する (満3歳未満) □ 3号認定を申請する (満3歳未満)						
申 請 児 童	申請児童の現在の主な保育状況 (1つだけ選択してください。)		申請児童の現在の主な保育状況 (1つだけ選択してください。)										
	□父 □母 □祖父 □祖母 □知人 □親戚 □職場同伴		□父 □母 □祖父 □祖母 □知人 □親戚 □職場同伴										
	□認可保育園 □認証保育所 □幼稚園 □その他認可外保育施設		□認可保育園 □認証保育所 □幼稚園 □その他認可外保育施設										
	□一時保育 □居宅訪問型保育 □その他 ()		□一時保育 □居宅訪問型保育 □その他 ()										
	施設名		施設名										
	所在地		所在地										
利用開始日		年 月 日		利用開始日		年 月 日							
②	施設コード	施設名 ((本園)・(分園)等正確にご記入ください。)		施設コード	施設名 ((本園)・(分園)等正確にご記入ください。)								
	第1希望			第1希望									
	第2希望			第2希望									
	第3希望			第3希望									
	第4希望			第4希望									
	第5希望			第5希望									
	第6希望			第6希望									
	利用希望開始月	年 月 1 日 から		申込み児童全員が同時に入れる場合のみ入所希望									
	保育短時間認定を希望する場合	□ 保育短時間認定を希望する (9時～17時) ※ 保育短時間認定を希望しない場合は保育標準時間認定となります。		同時に2人以上申込みの場合 ※5									
	育児休業取得を理由に江東区の保育所等を一度利用解除した児童がいる場合 ※6	対象児童名	保育所等名	利用解除年月日	A □同一施設にならなければ入所(転所)しない B □希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先 C □(別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先 一部の申込み児童だけでも入所希望 D □希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先 E □(別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先 一人が入所できる場合のみ、もう一人の入所を希望 F □ 上の子は一人でも入所希望 下の子は同一施設となる時のみ希望 G □ 下の子は一人でも入所希望 上の子は同一施設となる時のみ希望								
区使用欄													
電子番号	備考	担当	受付印										

- ※1 ◆今後保育園に関する通知の宛名は保護者代表者欄に記入した方となります。
◆保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合は、江東区民を保護者代表者としてください。
◆申請児童又はきょうだいが在園し、又は教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けており、現在の保護者代表者が今回の申請と異なる場合は、既に登録

家 庭 状 況 届

★区ホームページにエクセル形式のファイル、記載例及び記載方法の解説動画を掲載しています★

教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申し込む理由について、それぞれ該当する□にチェックをし、必要事項をご記入ください。

※ 就労事由で利用申込みを行う場合は、原則として、就労証明書等の記載内容に基づき、指数付けを行います。

事由		父 の 状 況		事由		母 の 状 況	
就 労	外 勤	勤務形態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他 ()	外 勤	勤務形態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他 ()	
		育児休業中	年 月 日復職予定		育児休業中	年 月 日復職予定	
		短時間勤務	取得 予定 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 勤務 時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。		短時間勤務	取得 予定 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 勤務 時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。	
	自営	事業形態	☐ 中心者 ☐ 協力者	自営	事業形態	☐ 中心者 ☐ 協力者	
	単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無	単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無			
	離職予定	☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日	離職予定	☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日			
転職予定	☐ 有 ☐ 無 就職(予定)日 年 月 日	転職予定	☐ 有 ☐ 無 就職(予定)日 年 月 日				
求職	☐ 就労内定 ☐ 未定		求職	☐ 就労内定 ☐ 未定			
出産			出産	予定日 年 月 日			
疾病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1 か月に 日又は1 週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)		疾病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1 か月に 日又は1 週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)			
障害 心身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 手帳名・等級 (手帳 級・度)		障害 心身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 手帳名・等級 (手帳 級・度)			
介 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ※被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) … 氏名 …		介 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ※被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) … 氏名 …			
通学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 () ☐ 高校・高等専門学校 在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日		通学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 () ☐ 高校・高等専門学校 在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日			
不 存 在	年 月 日から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由 () 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない		不 存 在	年 月 日から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由 () 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない			

申込以降に引越し予定がある場合	転居先住所	引越予定日 年 月 日
-----------------	-------	-------------

生 活 保 護 の 状 況	☐ 受けていない ☐ 申請中 ☐ 受けている (年 月 日 から受給)
---------------	---

(不存在の場合は、右記「居住状況」及び「不存在理由」のみご記入ください。)				居住状況	住所又は不存在理由	職 業 等							
氏 名			生 年 月 日 年齢※1										
祖 父 母 の 状 況	父 方	祖父	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他 ()							
		祖母	年 月 日				☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他 ()				
	母 方	祖父	年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他 ()							
		祖母	年 月 日				☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他 ()				
氏 名			生 年 月 日 年齢※2	申請児童からみた続柄	居住状況	職業・学校・保育園名等							
① 申請児童を 除く扶養児童 ※3	フリガナ			年 月 日	☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居							
	フリガナ			年 月 日				☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居				
	フリガナ			年 月 日							☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居	
	フリガナ			年 月 日									

児童の健康状況申告書 (年 月 日記入)

児童名 歳 か月 (記入日時点)

先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設に通っていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 病名、障害名等：() 病院名・施設名： 墨東・東部療育・CoCo・親子教室・その他 () 受診： 年・月・週に () 回 通院・通所の目的 (治療 ・ 経過観察 ・ 療育 ・ その他【 】)		
先天性の病気や慢性疾患による医療的ケアがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合の医療的ケアの内容 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④経管栄養 ⑤酸素吸入 ⑥その他 ()		
障害者手帳等の交付を受けていますか	いいえ	はい
種別【身体・愛の手帳（療育）・精神】	等級【 級 (度) 級 (度) 】	
アレルギー疾患と診断されていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 ①食物アレルギー・アナフィラキシー ②気管支ぜん息 ③アトピー性皮膚炎 ④アレルギー性結膜炎 ⑤アレルギー性鼻炎 ⑥その他 ()		
心身、言語等の発達において気になることがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合どんなことですか []		
① 生まれた時の状況は	正常 帝王切開 吸引 早産 仮死	
② 生まれた時の体重は	2,000g以上 (g)	2,000g未満 (g)
③ 生まれたのは妊娠何週でしたか	36週以上 (週)	36週未満 (週)
※②で2,000g未満又は③で36週未満だった方のみ回答	現在の身長 (cm) ・ 体重 (g)	
④ 首がすわったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢5か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	
⑤ ひとりすわりができるようになったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢9か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	

《記入日時点で1歳6か月以上のお子様については、以下の⑥～⑰もご回答ください。》

⑥ 歩きはじめたのはいつ頃ですか	(か月・まだ)	
⑦ 理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか	いいえ	はい
⑧ 生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか (数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	いいえ	はい
⑨ 次のことを極端に嫌がりますか (人に触れられる・大きな音など)	いいえ	はい
⑩ 後追いをしますか (しましたか)	はい	いいえ
⑪ 名前を呼ばれたら返事しますか (呼ばれたことが分かり反応する)	はい	いいえ
⑫ 意味のある単語 (物の名称など) を話しますか	はい	いいえ
⑬ 話しかけられた人と目を合わせますか	はい	いいえ
⑭ 簡単な指示を理解できますか (「～チョウダイ」「マッテテネ」など)	はい	いいえ
⑮ 危険な行為を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか	はい	いいえ
⑯ あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか	はい	いいえ
⑰ ほかに子どもや周囲に関心を示しますか	はい	いいえ

下記に同意の上、□にチェックをし、ご署名をお願いいたします。

- ☐ 「児童の健康状況申告書」を入園が内定した園等に通知することに同意します。
☐ 記入内容に偽り等が判明した場合は、入園を取り消されても異議ありません。
☐ 上記内容に変更が生じた場合は、その内容について報告します。

年 月 日

保護者署名

※本申告書は、申込児童1名につき1面を使用してください。申込児童が2名の場合は表面及び裏面を、3名以上の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

別記第 6 号様式中

「 児 童 氏 名 」

を

「 フ リ ガ ナ
児 童 氏 名 」

に、

「 保 育 所 名 」

を

「 保 育 所 名
停 止 期 間 年 月 1 日から 年 月 日まで 」

に、

「 下記の理由により、保育の利用の停止（停止解除）を申請します。

を

「 下記の理由により、保育の利用の停止（停止解除）を申請します。

※診断書添付 有・無

に改める。

別記第 8 号様式中

「 児 童 氏 名 」

を

「 フ リ ガ ナ
児 童 氏 名 」

に、「10 日」を「5 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区保育所等における保育に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 0 号

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の一部を改正する規則

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則（平成 2 6 年 1 1 月江東区規則第 5 3 号）の一部

を次のように改正する。

第 3 条中「6 4 時間」を「4 8 時間」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 府令第 8 条第 6 号及び第 1 2 号に規定する市町村が定める期間は、効力発生日（府令第 8 条第 1 号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）から府令第 1 条の 5 第 9 号に規定する当該育児休業の期間が終了する日の属する月の末日までとする。

第 1 5 条第 2 項中「育児休業等の対象となる児童が満 1 歳に達する日の属する年度の翌年度の 4 月末日までの期間」を「府令第 1 条の 5 第 9 号に

規定する当該育児休業の期間が終了する日の属する月の末日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 1 号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和 4 3 年 8 月江東区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（生活保護法施行細則の一部を改正する規則）

第 2 条 生活保護法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 3 号様式から別記第 1 5 号様式までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（江東区都市景観条例施行規則の一部を改正する規則）

第 3 条 江東区都市景観条例施行規則（平成 2 1 年 2 月江東区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式中「第 1 0 1 条第 1 号」を「第 1 0 2 条第 1 号」に改める。

別記第 7 号様式中「第 1 0 0 条」を「第 1 0 1 条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第 1 6 号様式中「第 1 0 2 条」を「第 1 0 3 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則及び江東区都市景観条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 2 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式（甲）及び別記第 6 号様式（乙）を次のように改める。

別記第 6 号様式 (甲) (第 5 条関係)

特 別 区 民 税
申 告 書
都 民 税

江東区長殿	1月1日現在の住所	江東区	業種又は職業	
	現住所	☐ 同上	電話番号	
	提出年月日	氏名	個人番号	
	年 月 日	生年月日	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (収入がなかった方で⑬～⑳のいずれにも該当しない方は、以下の記入は不要です。)

※添付書類は申告書には貼付しなくても構いません。

⑫ (要証明書)	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑬ (要証明書)	支払った医療費等 (A)		
医療費控除	円	保険金などで補てんされる金額 (B)	差引負担額 (A-B)
	円	円	円
☐ 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) を選択する			
⑭ (要証明書)	健康保険	円	後期高齢者医療保険
	介護保険	円	国民年金 (要証明書)
社会保険料控除	その他	円	合 計
	円	円	円
⑮ (要証明書)	新生命保険料の計	56	旧生命保険料の計
	円	円	円
生命保険料控除	新個人年金保険料の計	57	旧個人年金保険料の計
	円	円	円
⑯ (要証明書)	介護医療保険料の計	58	
	円	円	円
⑰ (要証明書)	地震保険料の計	47	旧長期損害保険料の計
	円	円	円
⑱ 寡婦、ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (要証明書)		
⑲ 勤労学生控除	(学校名)		
⑳ 障害者控除 (要証明書)	1 氏名	障害の程度	身・精・愛・他 級 (度)
	個人番号 921		交付自治体:
2 氏名	障害の程度	身・精・愛・他 級 (度)	
	個人番号 922		交付自治体:
⑳～㉑	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	生年月日	配偶者の合計所得金額
個人番号 900	氏名		円
㉒ 扶養控除	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号 901		控除額 円
2 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	控除額 円
	個人番号 902		円
3 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	控除額 円
	個人番号 903		円
4 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	控除額 円
	個人番号 904		円
㉓ (16歳未満の扶養親族 (控除対象外))	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居
	個人番号 911		控除額 円
2 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	控除額 円
	個人番号 912		円
3 氏名	生年月日	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	控除額 円
	個人番号 913		円

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
	農業	イ	円		
	不動産	ウ	円		
	利子	エ	円		
	配当	オ	円		
	給与	カ	8	円	
	公的年金等	キ	10	円	
	業務	ク	円		
	その他	ケ	円		
	短期	コ	12	円	
長期	サ	13	円		
一時	シ	14	円		
2 所得金額	事業	営業等	①	16	円
	農業	②	17	円	
	不動産	③	20	円	
	利子	④	21	円	
	配当	⑤	22	円	
	給与	⑥	円		
	公的年金等	⑦	円		
	業務	⑧	62	円	
	その他	⑨	6		

6 給与収入の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月 収
1		円		円
2		円		円
3		円		円
4		円		円
5		円		円
6		円		円
7		円		円
8		円		円
9		円		円
10		円		円
11		円		円
12		円		円
賞 与 等				円
合 計				円
法人番号又は所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
			国外株式等に係る外国所得税額	円

※「種目」のうち、個人取引などの副収入による所得の場合は口座通商にチェックを入れてください（詳しくは、「申告の手引き」の7ページをご覧ください）。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得 (a-b)
□業務		円	円	円
□業務		円	円	円
雑所得の合計				円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引金額 (C) (A - B)	特別控除額 (D)	所得金額 (C - D)
総合譲渡	短期	円	円	円	円 イ	円
	長期	円	円	円	円 ロ	円
一時		円	円	円	円 ハ	円
合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]						円 ニ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除) 額
1 氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除) 額
2 氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除) 額
3 氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除) 額
所得税における青色申告の承認の有無			
承認あり ・ 承認なし			
合計額			

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始 ・ 廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

※国外に居住している方を扶養している場合は要証明書

氏名	個人番号	住所	国外居住
1 氏名	個人番号	住所	国外居住
2 氏名	個人番号	住所	国外居住
3 氏名	個人番号	住所	国外居住

14 寄附金に関する事項（要証明書・領収書）

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部・都道府県、 市区町村分（特例控除対象以外）	円
条 例 指 定 分	円
東 京 都	円
江 東 区	円

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	職 度	別居の場合の住所
氏名	続柄	生年月日			

別記第 6 号様式 (乙) (第 5 条関係)

年度 特別区民税・都民税 簡易申告書

江東区長 殿

年 月 日 提出

1月1日 現在の住所 江東区	ふりがな									
	氏 名									
	生年月日	年	月	日						
	個人番号									
	電話番号								職業	

整理番号	職員処理欄のため記入しないでください。
------	---------------------

【問い合わせ先】
江東区役所 部 課
電話

・この申告書は、江東区から 年度特別区民税・都民税申告書を送付した方のうち、まだ提出が確認できない方等にお送りしています。
年中の所得状況等をこの申告書に記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

・収入がなかった方は、以下の記入は不要です。
・収入があった方は、以下のうち該当する項目に記入してください。

①給与収入があった方

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。お持ちでない場合は裏面⑥「給与所得の内訳」に記入し、合計額を左欄に転記してください。

②年金収入があった方 (国民年金・厚生年金・その他公的年金の合計)

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。
※遺族年金・障害年金・高齢福祉年金等の課税対象外のものは含みません。

③その他の収入があった方 (当てはまる種目にチェック☑をしてください)

☐ 営業等 ☐ 不動産 ☐ 配当 ☐ 雑 ☐ その他 ()	収入金額 (A)	必要経費 (B)	所得金額 (A-B)
	円	円	円

④所得から差し引く金額がある方 (以下の欄に記載のない控除を申告する場合は、課にお問い合わせください。)

社会保険料控除	健康保険	円	後期高齢者医療保険	円	※(要証明書)と記載がある控除は、内容を確認できる書面を同封してください。(コピー可)
	介護保険	円	国民年金(要証明書)	円	
生命保険料控除(要証明書)	新生命保険支払額の合計	円	新個人年金支払額の合計	円	介護医療保険支払額の合計 円
	旧生命保険支払額の合計	円	旧個人年金支払額の合計	円	
地震保険料控除(要証明書)	地震保険支払額の合計	円	旧長期損害保険料支払額の合計	円	

本人該当 (該当項目にチェック☑をしてください)	☐ 寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚)	☐ ひとり親控除	☐ 勤労学生控除(要証明書) (学校名) 年 在学	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 発行自治体:
-----------------------------	--	---------------------------------	---	--

源泉徴収票・その他証明書等は返信用封筒に同封してください。

扶養控除又は16歳未満の扶養親族	1人目	ふりがな	続柄	配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計 配偶者の収入	ふりがな	配偶者の氏名	生年月日	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 発行自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (裏面⑨へ記入)	
		氏名								
		個人番号								
		別居の場合の住所								
	2人目	ふりがな	続柄	配偶者の収入	給与収入 円	公的年金等収入 円	その他の所得 円			
		氏名								
		生年月日	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 発行自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (裏面⑨へ記入)						
		個人番号								
	3人目	ふりがな	続柄							
		氏名								
		生年月日	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 発行自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (裏面⑨へ記入)						
		個人番号								

⑤給与、公的年金等に係る所得以外 (年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の特別区民税・都民税の納税方法

☐給与から差し引き (特別徴収) (希望があればチェック☑を入れてください。)
☐自分で納付 (普通徴収)

⑥給与所得の内訳

（日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票をお持ちでない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
1	円	日	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			円
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

⑧ 4 人目以降の扶養親族等がいる場合

扶養 控除 又は 16 歳未 満の 扶養 親族 の続 き	4 人 目	ふりがな		続 柄	
		氏名			
		生年月日	□障害者控除（要証明書） 身・精・愛・他 級（度） 発行自治体：	□同居 □別居 （下記⑨へ記入）	
		個人番号			
	5 人 目	ふりがな		続 柄	
		氏名			
		生年月日	□障害者控除（要証明書） 身・精・愛・他 級（度） 発行自治体：	□同居 □別居 （下記⑨へ記入）	
		個人番号			
	6 人 目	ふりがな		続 柄	
		氏名			
		生年月日	□障害者控除（要証明書） 身・精・愛・他 級（度） 発行自治体：	□同居 □別居 （下記⑨へ記入）	
		個人番号			

⑨別居の扶養親族の住所

	氏名	住所	国外居住 （要証明書）
1			□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の送金
2			□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の送金
3			□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の送金
4			□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の送金

※国外に居住している親族を扶養している場合は、扶養されている方との関係がわかる「親族関係書類」と、各人への「送金関係書類」を同封してください。被扶養者の年齢等により必要書類が異なります。詳細は 課までお問い合わせください。

⑦他の区市町村で課税及び納税されている方

区市町村名	
課税地の住所	

【お願い】

< 課窓口で手続きする場合 >

窓口は混み合いますので、郵送による申告書の提出をおすすめしています。
やむをえず来庁される場合は、各種証明書の原本をお持ちください。

< ご本人に代わり、代理人の方が申告される場合 >

課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

江東区役所 部 課
電話 FAX

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 3 号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」に改め、同項第 1 号中「範囲で、4 億円を限度とする」を削り、同項第 2 号中「範囲で、5, 0 0 0 万円を限度とする」を削る。

第 5 0 条の 2 第 1 項中「（2 億円を限度とする。）」を削り、「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」に、「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例による。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 4 号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に改め、「時間（）」を「時間又は勤

務時間条例第 1 6 条の 3 に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 0 5 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年 3 月江東区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 5 項中「介護休暇若しくは」を「介護休暇、」に改め、「介護時間」という。）の次に「若しくは勤務時間条例第 1 6 条の 3 に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第 7 項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告	示
---	---

◎江東区告示第477号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年12月9日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
伊東 李紗	伊東 李紗	江東区大島8丁目	令和6年8月28日	認可外保育施設

◎江東区告示第478号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年12月9日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
株式会社アウルインターナショナル	アウルインターナショナルスクール豊洲校	豊洲5-5-20アースウィンド豊洲3F	令和6年9月11日	認可外保育施設

◎江東区告示第483号

令和6年12月17日、江東区議会の議決を経た、令和6年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和6年度江東区一般会計補正予算（第4号）

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 197,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 279,309,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	32,637,933	87,164	32,725,097
	2 都 補 助 金	18,355,990	87,164	18,443,154
18	繰 入 金	28,935,954	109,836	29,045,790
	1 基 金 繰 入 金	28,935,954	109,836	29,045,790
	歳 入 合 計	279,112,000	197,000	279,309,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	123,005,243	132,690	123,137,933
	1 社 会 福 祉 費	32,442,519	653	32,443,172
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,636,144	46,093	7,682,237
	3 児 童 福 祉 費	62,002,572	85,944	62,088,516
6	土 木 費	23,338,295	50,171	23,388,466
	4 公 園 費	3,865,489	50,171	3,915,660
7	教 育 費	53,990,668	14,139	54,004,807
	5 幼 稚 園 費	1,792,079	14,139	1,806,218
	歳 出 合 計	279,112,000	197,000	279,309,000

第 2 表 債務負担行為補正
変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
掘さく道路復旧事業 (東砂二・三丁目)	補正前	令和 7 年度	千円 4,241
	補正後	令和 7 年度	8,217
掘さく道路復旧事業 (平野三丁目)	補正前	令和 7 年度	3,286
	補正後	令和 7 年度	8,877

◎江東区告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和6年12月17日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江123号	江東区永代一丁目24番13先 から 江東区永代二丁目60番50先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
2	江124号	江東区永代一丁目26番11先 から 江東区永代二丁目60番50先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

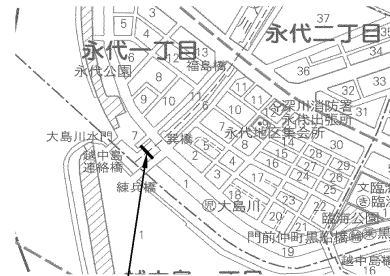
特別区道江124号区域変更略図

江東区永代一丁目地内
江東区永代二丁目地内



廃止区域

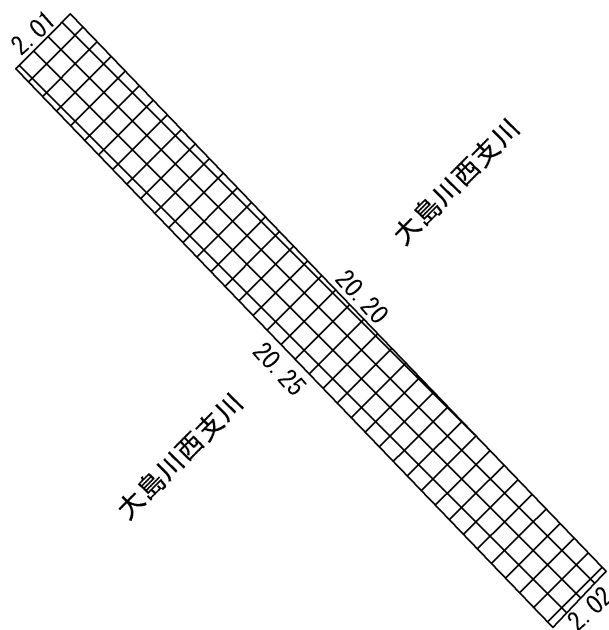
面 積 40.84平方メートル



区域変更箇所

永代一丁目
(26-11)

江124号

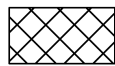


永代二丁目
(60-50)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道江123号区域変更略図

江東区永代一丁目地内
江東区永代二丁目地内

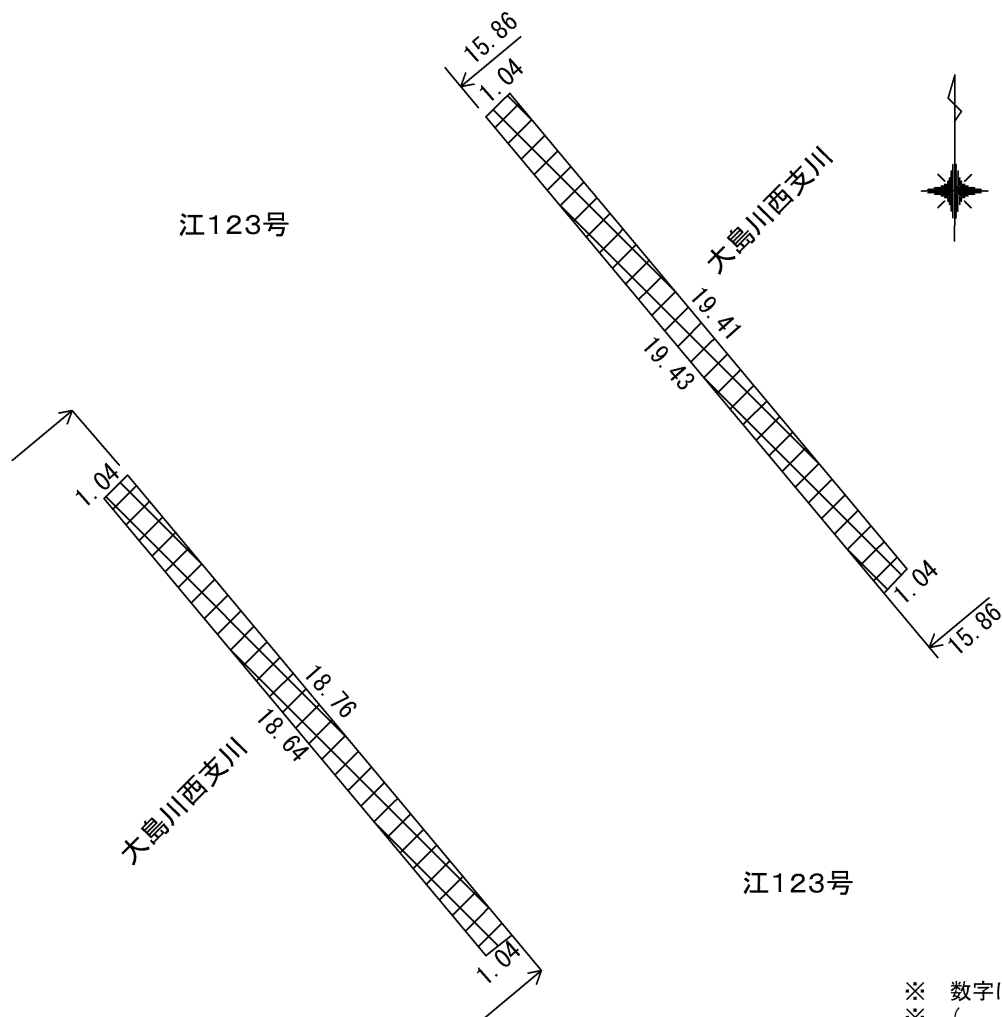


廃止区域

面 積 39.64平方メートル



区域変更箇所



特別区道江123号区域変更略図

江東区永代一丁目地内

江東区永代二丁目地内

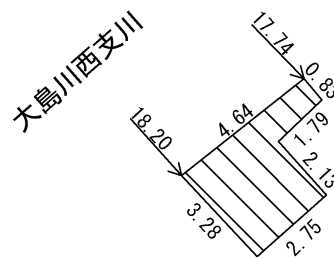


編入区域

面 積 10.59平方メートル



区域変更箇所



江123号

永代二丁目
(60-50)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和6年12月17日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年12月17日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江123号	江東区永代一丁目 24番13先から 江東区永代二丁目 60番50先まで	次図表示 のとおり

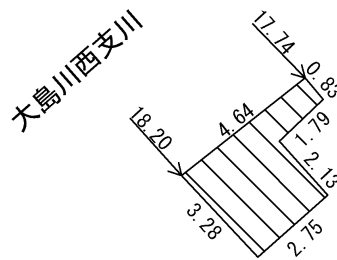
特別区道江123号供用開始略図

江東区永代一丁目地内
江東区永代二丁目地内



供用開始区域

面 積 10.59平方メートル



江123号

永代二丁目
(60-50)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第492号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年12月19日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第496号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月24日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
名称：株式会社エム・ピー・ソリューション
所在地：東京都港区虎ノ門2-10-4 オー
クラブプレステージタワー8階
代表取締役社長：佐藤 栄治
- 2 指定年月日
令和6年8月19日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
地域開放施設使用料

◎江東区告示第502号

下記事件につき、令和6年第2回江東区議会臨時会を12月27日に招集する。

令和6年12月25日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和6年度江東区一般会計補正予算（第5号）

◎江東区告示第503号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、自転車駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和6年12月26日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 江東区立自転車駐車場（Cブロック）**(1) 施設の名称**

江東区立豊洲駅地下自転車駐車場、江東区立豊洲三丁目自転車駐車場、江東区立東雲駅自転車駐車場、江東区立東雲駅第二自転車駐車場、江東区立国際展示場駅自転車駐車場、江東区立有明駅自転車駐車場、江東区立辰巳駅西口自転車駐車場、江東区立辰巳駅東口自転車駐車場、江東区立潮見駅自転車駐車場、江東区立潮見駅南自転車駐車場、江東区立東京テレポート駅自転車駐車場、江東区立南砂町駅西口自転車駐車場、江東区立南砂町駅地下自転車駐車場、江東区立南砂町駅自転車駐車場、江東区立南砂三丁目公園内自転車駐車場、江東区立南砂三丁目公園内第二自転車駐車場、江東区立南砂三丁目公園内第三自転車駐車場、江東区立新砂あゆみ公園内自転車駐車場、江東区立新木場駅南自転車駐車場

(2) 指定管理者

CYCLE PARK 江東共同事業体

① 代表団体 公益財団法人自転車駐車場整備センター

所在地 東京都中央区日本橋本石
町四丁目6番7号

代表者 理事長 樺島 徹

② 構成団体 サイカパーキング株式会社

所在地 東京都中央区日本橋小網町
7番2号

代表者 代表取締役 森井 清

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

◎江東区告示第505号

令和6年12月27日、江東区議会の議決を経た、令和6年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和6年度江東区一般会計補正予算（第5号）

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 6 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,899,000 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 282,208,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定によ

り翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	32,725,097	2,899,000	35,624,097
	2 都 補 助 金	18,443,154	2,899,000	21,342,154
	歳 入 合 計	279,309,000	2,899,000	282,208,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	123,137,933	2,899,000	126,036,933
	1 社 会 福 祉 費	32,443,172	2,899,000	35,342,172
	歳 出 合 計	279,309,000	2,899,000	282,208,000

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
3	民 生 費		651,601
	1 社 会 福 祉 費	物価高騰重点支援給付金事業	651,601
	合 計		651,601

告 示 (教)

関係) について ほか

◎江東区教育委員会告示第 2 0 号

下記により、令和 6 年第 7 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 6 年 1 2 月 1 2 日 (木)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 4 1 号 令和 6 年度一般会計補正予算 (第 4 号) に関する意見聴取
 - 日程第 2 議案第 4 2 号 江東区立小名木川小学校改築工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 3 議案第 4 3 号 江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 4 議案第 4 4 号 江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取

◎江東区教育委員会告示第 2 1 号

下記により、令和 6 年第 1 2 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第 1 6 陳情第 1 号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情
- 4 報告事項
 - (1) 令和 6 年第 4 回区議会定例会 (教育委員会

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和6年度第2回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。なお、佐竹委員は就任前のため本監査に関与していない。

令和6年12月16日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 佐 竹 としこ
同 やしきだ 綾香
同 河 野 清 史

〔別紙〕

令和6年度第2回定期財務監査報告書	
第1	監査の範囲
1	監査の対象事項
(1)	令和5年度一般会計
(2)	令和5年度国民健康保険会計
(3)	令和5年度介護保険会計
(4)	令和5年度後期高齢者医療会計
(5)	内部統制に関する事項
2	監査の対象部（局・室・所）
	政策経営部、総務部、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局
3	監査の実施期日
	令和6年6月4日から同年8月2日までの計41日間
第2	監査の手続
	令和5年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。
	また、深川南部保健相談所、環境学習情報館及び水辺と緑の事務所の現地視察を行った。
	監査対象工事については、工事概要調査及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区立東雲図書館改修工事、豊洲四丁目道路改修工事、大島四丁目第二公園改修工事及び公衆便所改築工事、江東区立深川第二中学校校舎その他改修工事につ

いて、各現場視察を行った。

第3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、契約の締結及び履行確認（検査）を重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取り組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取り組み等について別項で意見を付す。

第5 指摘事項

1 資金前渡の事務処理を適正に行うべきもの（地域振興部青少年課）

地域振興部青少年課では、令和5年6月分から翌年3月分までの全9回分の豊洲文化センター施設利用料金について、出納閉鎖直前である令和6年5月27日に資金前渡の支出命令を行い、その後支払いを行っていた。江東区会計事務規則第11条において、毎年度、歳出に属する支出命令書は、翌年度の4月20日までに会計管理者に送付するものと定められており、これに違反する行為である。

この取扱いについて、会計事務の制度所管である会計管理室から令和6年3月27日付5江会第1537号「令和5年度出納整理期間における会計事務処理について（通知）」が発出されており、十分な周知がされていたにもかかわらず、期限より大幅に遅れていた事実を鑑みると、事務処理を怠っていたと言わざるを得ない。

また同課においては、同一期間に重複して同一事業・同一科目の資金前渡を行うといった不適正事例も発生していた。江東区会計事務規則第85条第1項において、前渡金の精算が終わっていない者は、同一の事項について重ねて資金の前渡を受けることができないとされており、これに抵触する。

資金前渡の事務処理にあたっては、同規則等の関係規定を順守し適切な資金管理に取り組むよう、早急に事務執行体制を改められたい。

2 備品の購入を適正に行うべきもの（福祉部介護保険課）

福祉部介護保険課では、令和 5 年 7 月 24 日に契約締結した卓上紙折り機（見積金額 152,900 円）を、消耗品費より購入していた。物品名鑑によると、その区分として「備品」は「本体価格のほか付随費用（設置費等）および消費税を含んだ購入予定価格が 50,000 円以上のもの」とされており、今回購入した卓上紙折り機は「備品」に分類されるため、備品購入費より購入することが正当である。

しかし、同支出科目である介護認定審査会運営事業において、備品購入費の予算科目は設置されていないため、単なる執行科目の誤りではなく、予算には計上されていない不適切な執行であった。予算計上していない場合には、新たに予算科目（節）を設定したうえで予算流用の処理が必要であり、この予算の流用については江東区予算事務規則第 21 条に定められているが、これに基づく手続きを適切に行っていないかった。加えて、備品購入後に必要な備品登録の処理も行われていなかった。

同課におかれては、今後このような不適正な事務の執行が繰り返されることのないよう、確実な再発防止策を講じられたい。

第 6 監査委員意見

1 重点監査項目について

今回の監査では、契約の締結及び履行確認（検査）を重点監査項目として監査を実施した。その結果、以下の通り不適正な事例が多数見られた。

- (1) 個人情報の取扱いに係る届書の徴取漏れや記載誤りがある。（44 課）
- (2) 見積書の内容や日付に不備がある。（34 課）
- (3) 契約締結時の仕様書の内容と実際の履行状況が相違している。（17 課）
- (4) 履行確認（検査）における報告書の写真に日付がない、また写真が使い回しされている。（7 課）
- (5) 一つの契約とすることができるものを分割で契約している。（3 課）

これらの事例は、各所管において契約内容の十分な確認がされていないことや履行確認におけるプロセスに問題があることが思慮される。また、事業者との確認・連絡体制が十分に図られていないことにも起因している。早急に適切な契約管理体制と検

査体制を確立されたい。

特に、個人情報の取扱いを含む契約については、事業者より徴取する届出書類やチェックを要する項目が多い。昨今、他自治体での個人情報漏洩事例も多く報告されており、より慎重に取り扱うべきである。今後は、広報広聴課において外部委託監査による点検・評価も予定されており、その実施による改善効果が発揮されることを強く期待する。

2 資金前渡の事務処理について

資金前渡は特定の経費についてあらかじめ概括的に資金を交付して現金支払いさせる制度であり、支出の特例の一つである。前述の指摘事項 1 で資金前渡の不適切な事務処理について述べたが、その他の所管においてもその取扱いに多くの不備が見られた。

- (1) 前渡金に係る現金出納簿が正しく作成されていない。（18 課）
- (2) 前渡金の精算処理が所定の日付よりも大幅に遅れている。（7 課）
- (3) 同一事業・同一科目で重ねて前渡金請求を行っている。（4 課）
- (4) 前渡金が不足し、職員が立て替え払いを行っている。（4 課）
- (5) 前渡金を受ける前に別の目的で受けた前渡金を使用している。（3 課）

これらはすべて江東区会計事務規則に抵触する行為であり、この発生要因は資金前渡の事務処理における認識不足である。

資金前渡は、職員自ら公金を出納保管できることから厳格な取扱いが求められている。それゆえ、その取扱いが江東区会計事務規則に細かく規定されており、それを順守することにより、この透明性が保たれるものである。各所管におかれては、資金前渡の意義を再度確認し、より一層慎重な事務処理に努められたい。

3 勤怠管理事務について

公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するものであり、勤怠管理事務によりその勤務時間や休暇を正確に記録することは、公共の利益の保障及び向上に直接影響する意味において、特に重要な意義がある。しかし、以下の通り不適正な事例が散見された。

- (1) 勤怠管理事務に関する申請や決裁が未済であり、旅費や超過勤務手当の一部で未支給が発生している。（29 課）
- (2) 打刻漏れや勤務形態と打刻時間の齟齬により、出勤簿がエラーのまま放置されている。（15 課）
- (3) 鉄道賃が改定前の旧料金で支給されている。（15 課）

(4) 認められていない休暇の組み合わせを取得している。（13課）

(5) 週休日に超過勤務命令により勤務しているが、打刻漏れや出張申請漏れのため勤務実態が確認できない。（7課）

こうした事例の発生の多くは、勤怠管理事務に対する意識の低さや職場内の管理体制の不備に起因している。現在、職員課より毎月庶務担当者によるチェックが指示されているが、こうしたルールが浸透していないことが推察される。また、勤務形態の多様化や各休暇制度の取得が進み、柔軟性に富んだ働き方が浸透している一方で、その複雑化した制度に伴う管理方法に適應できていない実態がある。各所管において情報を共有し、個人及び庶務担当者によるチェック体制を確立されたい。

また、制度所管である職員課におかれては、多様化する勤務形態・休暇制度に対するルールや運賃改定における注意喚起等の情報を研修や文書を通じて全庁的に周知することに努めるほか、DXを用いた精度の高い管理ツールの導入や管理体制の確立も検討されたい。

4 内部統制に関する事項について

(1) 会計事務について

全庁掲示板を活用した金銭会計事務に係る事例の周知、研修の実施、事務マニュアルの提供等の取り組みが継続的に行われており、適正な会計事務の執行に向けた効果を期待している。

(2) 基本事務マニュアルについて

記載の簡素化や重要な部分を強調するレイアウトに変更するなど工夫している。引き続き職員の意見等を踏まえた改善を重ねられたい。

(3) 全庁的な内部統制の整備について

各課は、事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在している。しかし、区が適正に業務を遂行していることを区民等へ明確に示すために、内部統制を全庁的な取組みとして、費用対効果や職員の業務負担、先進自治体の事例等を考慮し、引き続き検討されたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和6年第4回定例会及び第2回臨時会）

11月27日から12月17日まで会期21日間にわたって開会した令和6年第4回江東区議会定例会及び12月27日に会期1日で開会した令和6年第2回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第110号 辰巳運河潮風の散歩道整備工事請負契約

議案第111号 議決を得た契約の契約変更について

議案第112号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第113号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例

議案第114号 江東区児童館条例の一部を改正する条例

議案第115号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第116号 自転車駐車場の指定管理者の指定について

議案第120号 令和6年度江東区一般会計補正予算（第4号）

議案第121号 江東区立小名木川小学校改築工事請負契約

議案第122号 江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約

議案第123号 江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約

議案第124号 議決を得た契約の契約変更について

（以上12月17日原案可決）

議案第125号 令和6年度江東区一般会計補正予算（第5号）

（12月27日原案可決）

2 議案（議員提出）

議案第6号 COPDの周知啓発等の適切な対応を求める意見書

（12月17日原案可決）

3 請願・陳情

6陳情第34号 千田昌寛区議会議員への辞職勧告を求める陳情

（12月17日不採択）

